

◎新潟県告示第478号

連合海区漁業調整委員会設置（昭和37年12月14日新潟県告示第1242号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第147条</u> 第1項の規定により、連合海区漁業調整委員会を次のように設置した。 1 設置年月日 昭和37年12月10日 2 名称 新潟県連合海区漁業調整委員会 3 委員の定数 11名以内 4 区域 新潟海区佐渡海区 5 目的 水産動植物の繁殖保護並びに漁業調整について審議する。	漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第105条</u> 第1項の規定により、連合海区漁業調整委員会を次のように設置した。 1 設置年月日 昭和37年12月10日 2 名称 新潟県連合海区漁業調整委員会 3 委員の定数 11名以内 4 区域 新潟海区佐渡海区 5 目的 水産動植物の繁殖保護並びに漁業調整について審議する。